

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県江刺市

2 構造改革特別区域の名称

人の和の花咲く特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県江刺市の全域

4 構造改革特別区域の特性

江刺市は岩手県の中南部に位置し、北上川流域平野から北上高地に及ぶ東西28km、南北27.5kmのほぼ円形を呈した362.5km²の広大な面積を有する自然豊かな地域である。

地形は、東部から北上山系寄りの緩傾斜地帯、中間部、平坦部の概ね3地帯に区分される。北上山系寄りの緩傾斜地帯は、標高700m前後の高原山地と標高500m前後の低山地で形成されている。中間部は、西に向かってなだらかな傾斜をし、北上川支流の沖積地と緩段丘からなる標高50～150mの丘陵地であり、国営猿ヶ石開墾建設事業により、大規模な開田が行われた地帯である。平坦部は、北上川の沖積地で形成され、標高40～50mの恵まれた営農条件下にある。

人口は、昭和40年の42,666人から年々減少し、現在は33,905人(平成15年12月末現在)となり、昭和46年から現在まで過疎地域指定を受けている。

江刺の中心地である岩谷堂には、古代から地方を支配する豪族の居館が置かれ、北上川の舟運による物資の集散地として古くから開けていたこともあり、岩谷堂箆笥、卵めん、岩谷堂羊羹、金婚漬といった伝統物産が多く、また農村部には鹿踊や剣舞、神楽などの郷土芸能が伝承され、その宝庫となっている。

また、平成5年に開園された、NHK大河ドラマのロケが続く歴史公園「えさし藤原の郷」、それと隣接して平成12年に開場した「えさし郷土文化館」の観光地に加え、地元に残る蔵を生かした街並みの中心商店街には、県内外から年間約67万人が訪れている。

農業を産業の基幹とする江刺市は、恵まれた自然条件を生かし、米、牛、り

んご、野菜を中心に特用作物などを組み合わせた複合農業経営による高生産農業「江刺型農業」の展開、並びに快適な農村社会の実現に努力してきた。その結果、良食味米生産については「江刺金札米」、肉用牛については繁殖の「陸中牛」、食肉の「いわて江刺牛」、全国に先駆けて導入したわい化栽培のりんごについては「江刺りんご」として、加えて野菜栽培（きゅうり、トマト、ピーマン等）が拡大され、「江刺野菜」として、それぞれブランドが確立され市場等でも高い評価を得ている。

これら4本柱を中心に高品質農畜産物の生産基地としての使命を担い、生産の安定、拡大に努めている。

また、平成13年度開設し、年間3億円を超える売上実績がある「江刺ふるさと市場」をはじめ、その農畜産物を販売する産地直売施設が市内5箇所において開設されており、市内外からそれぞれ好評を博している。

しかしながら、農産物の輸入自由化は急速に進み、農産物価格の下落が著しい状況の下、消費者志向の多様化により、安全・安心で、高品質・高付加価値の農産物が求められ、農業を取り巻く状況は厳しくなっており、農業や農村の持つ多面的機能を見直し、新たな農業経営形態の推進が必要となっている。

また、江刺市は、「えさし藤原の郷」や「えさし郷土文化館」などの歴史を中心とした観光施設はあるものの、通過型観光地であるため、その観光客は江刺の農業へと足がむかないのが現状である。グリーンツーリズム事業としては、「江刺りんご」のもぎ取りツアーや「えさし金札米」の稲刈り体験ツアーなどを実施しているが、当市には宿泊施設が少ないため、日帰りの体験プログラムである。多様化する観光客のニーズに対応するため、観光施設のなお一層の魅力づくりを進めるとともに、農家民宿を実施し、広大な農村空間・森林空間を活かし、自然とふれあい、多様な余暇空間を形成する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

江刺市において、今後農業振興を進める上で、農産物のさらなる消費拡大を図るため、都市消費者との様々な交流が不可欠であると考えており、農作業体験や農村体験及び農産物加工体験等数多くの体験メニューを用意し、通過型体験農業から宿泊の伴う滞在型体験農業、農家へのホームステイ「ファームステイ」へと変革を推進し、生産者と消費者の交流による地域の活性化を目指すために農家民宿を推進する。このことにより、農作業体験、昆虫捕り、魚釣り、花摘みなど「自然とのふれあい」「地産地消」「スローフード」の取り組みなど都市の日常生活では得られない体験ができ、農業農村及び農産物への理解が一層深まるものと期待される。

また、2008年の世界文化遺産本登録を目指す平泉町への修学旅行生が「えさし藤原の郷」「えさし郷土文化館」まで足を伸ばし、その後農業体験をするといった修学旅行生の受け入れも進め、体験を通して学習し、学生達の農業・農村への理解を深める。

また、近年消費者の安全で安心な農産物生産への期待が高まる中、生産地の土づくりや減農薬・減化学特別栽培等の栽培技術を普及励行し、消費者ニーズに対応する。現在、「江刺ふるさと市場」において、地産地消システムを整備しており、商品のトレーサビリティ（生産履歴情報）について、ホームページにて平成16年4月から公開するため準備をすすめているが、これを市内の各産地直売施設等にも普及し、消費者との交流を進める中で、「安全」・「安心」を積極的にPRし、農産物の消費拡大につなげる。

6 構造改革特別区域計画の目標

江刺型農業、江刺の農産物、自然に囲まれた農村への理解を高めてもらうためには、長時間にわたり、江刺にゆっくりと滞在してもらうことが必要である。このために、農家に泊り、現在7つの農村体験メニューを用意している「えさし郷土文化館」を中心とする施設を活用しながら、さらに、農作業体験など体験プログラムの内容を工夫・充実し、ゆとりとやすらぎの滞在型の交流事業を進め、通過型体験農業から宿泊の伴う滞在型体験農業、「ファームステイ」へと変革する。将来的にはりんごのオーナー制度なども展開していく。また、修学旅行生の受け入れの対応を可能にするため、特区内の農家民宿事業者の協議会を設置し、ネットワークづくりを推進していく。

このことにより、都市住民は、「スローフード」「スローライフ」を体験し、「経済合理主義では計れない価値観」を得るとともに「生活・文化・自然が根付く集落」を堪能することが可能になり、特区内の農家側としても、地域外の情報やパワーを享受することができ、良い刺激となる。また、地域の発展、活性化、農業の新しいスタイルを考える良い機会となり、結果的に経済の波及効果をもたらす良い機会となる。農村のもつ魅力を一層高め、継続的な農村の活性化を目指していく。

- (1) 特例措置により、民宿に取り組む農家が増え、都市消費者と滞在型の交流が活発化されると期待される。「良かったな」「楽しかった」「また来たい」と思う場所づくりをし、江刺へのリピーターを増やし、「話に花咲き」「人の和に花咲き」、交流の輪を広げていく。

- (2) 都市農村交流事業の実施により、高齢者の知恵や女性の経験を存分に生かし、地域住民や農業や地域の担い手それぞれが指導者として、都市住民と交流する機会が増え、また、農産物の消費拡大に結びつき、これにより担い手農家の育成と地域の活性化につなげていく。
- (3) 「ファームステイ」を推進していく中で、年に複数回農村に訪れ、農業の年間を通じた作業を行い、より深く江刺農業を知ることができるように、遊休水田等を利用し、市民農園の開設についても体制整備をし、準備をすすめていく。
- (4) 減農薬・減化学肥料への取組を推進し、トレーサビリティの公開をする「江刺ふるさと市場」を中心として、「安全」で「安心」な農産物生産を消費者に積極的に情報発信をしていく。また、その農産物をインターネットを通じて販売していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農作業体験など体験プログラムの内容を工夫・充実し、ゆとりとやすらぎの滞在型の交流事業を進め、通過型体験農業から宿泊の伴う滞在型体験農業に変革する。これにより都市消費者が農村に滞在し、江刺農業への理解を深めるとともに‘話に花咲き’‘人の和に花咲き’交流の輪が広がり、地元農産物の消費拡大など、新たな販路開拓につながる。また、農業・商業・工業・観光等がそれぞれの分野で連携し、互いの相乗効果を高める6次産業の推進につなげる。

(1) 年間交流者の増加

	現状	目標	
	平成14年度	平成17年度	平成20年度
年間交流者数	3,700人	5,000人	8,000人
農家民宿経営	0戸 (希望農家9戸)	20戸	50戸

(2) 農家宿泊料の収入増加

	現状	目標	
	平成14年度	平成17年度	平成20年度
交流宿泊者数	0人	1,000人	4,000人
収入額 (@1,000円)	0円	1,000,000円	4,000,000円

(3) 農産物の販路拡大・インターネット販売

	現状	目標	
	平成14年度	平成17年度	平成20年度
江刺ふるさと市場の総売上額	317,000千円	350,000千円	400,000千円
インターネット販売総売上額	0千円	0千円	10,000千円

(4) 女性や高齢者の社会参画の推進

高齢者の知識、知恵と熟練された技と、生産者であり消費者でもある女性などが、それぞれ農作業・農村・加工体験の指導など、都市住民との‘花咲く’交流により、高齢者、女性の生きがいにつながり、高齢者と女性の社会参画によるまちづくりが推進される。

8 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市農村交流事業

中山間地域の活性化方策として、高収益・高付加価値型農業の展開を図るとともに、担い手の育成や地域間交流、環境・景観・伝統文化の維持保全等を推進する。また、農産物の消費拡大や販路開拓につなげるため、都市消費者との交流を積極的に推進する。

受け入れ体験メニュー

江刺農業の4本柱である米、牛、りんご、野菜の収穫等を中心とした作業の農業体験メニューと、収穫したりんご、野菜の加工体験メニュー、農村ならではの自然と触れ合う農村体験、森林浴など自然散策等を体験する森林体験を用意し、積極的な交流を図る。また、「えさし郷土文化館」の体験メニューを活かして、体験を行った後に、農家に泊り、農業体験等をするなど、都市住民、観光客の多様なニーズに対応する。

体 験 場 所	体 験 種 別	体 験 内 容	
えさし 郷土文化館	加工体験	郷土料理、そば打ち、餅つき	
	農村体験	陶芸、さき織り、染め物、竹細工	
一般農家 ・ 農業法人等	農業体験	米	田植え、稲刈り、脱穀
		りんご	摘果、収穫等
		野菜	種まき、収穫等
		牛	飼育、乳しぼり等
	加工体験	りんご・山葡萄ジュース、ジャム加工、漬物等	
	農村体験	木工、魚釣り、花摘み	
	森林体験	山菜採り、昆虫捕り、自然散策等	

修学旅行生の受け入れ

修学旅行生の受け入れを行うため、農家民宿事業者の協議会を設置し、集落単位での農家民宿への取組みやスムーズな連絡調整を図り、ネットワーク構築による受入体制を整備する。

ファームステイの実施

農家へ長期に滞在するファームステイについても、短期間では不可能な継続的作業をプログラムに入れるなど、単発的なものではないプログラム作成をし、これに対応していく。

体験型観光ルートの確立

江刺市への誘導策として、「えさし藤原の郷」を中心としたロケ誘致運動との連動により、知名度の向上を図る。また、農家民宿事業者や民間業者の協力により、農家での体験メニューや、民芸品の製作体験、特産品の製造過程の見学などを、市内観光ルートと有機的に結びつけ、体験型観光ルートを整備し、これをインターネットや旅行業者との連携によりPRしていく。

(2) 農家民宿協議会の設置

農家民宿事業者で構成する協議会を設置し、修学旅行生などの団体の受け入れを可能とするため、市内の事業者間のスムーズな連絡調整と運営を図る。また、市内の民宿受け入れの申し込み窓口を一本化し、宣伝・広告についても、各種媒体を活用し推進していく。

(3) 市民農園の開設

「ファームステイ」の実施や何度も江刺に足を運んでもらう農業の年間を通じた作業や長期的体験プログラムにより、より深く江刺農業を理解してもらうため、江刺市が事業主体となり、遊休水田等を活用した市民農園の開設（予定面積：50a）の取組みを推進していく。

(4) 市内産直施設等ネットワークの形成

現在、市内6箇所にある産直施設と農家民宿事業者のネットワークを整備し、各施設の情報交換や相互の販売展開などの連携・提携を推進する。このことにより、インターネット販売を含め、多様な販売化も可能となる。また、減農薬・減化学肥料への取組を推進し、トレーサビリティの公開をする「江刺ふるさと市場」を中心として「安全」で「安心」な農産物生産を消費者に積極的に情報発信をする。また、市内の各産直施設それぞれから、県外などの都市住民の食卓へおいしい江刺の農産物を届けることを可能にするため、インターネットを通じての販売を推進する。

(5) 地産地消運動

地域で収穫された農産物を地域で消費することにより、安全・安心な農作物を市民に提供するとともに、農産物価格の下落が著しい状況下で農業所得の向上と地域活性化を図るため地産地消運動を引き続き強力に推進する。

別紙（特定事業番号407）

1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

人の和の花咲く特区内の農家で、農家民宿を営もうとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、都市農村交流事業（主として都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験、その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

近年のふるさと志向や自然志向の中で、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、事業実施に際しての農家の負担軽減が必要である。当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用され、農家民宿事業者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

（ア）誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること、農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らず

に安全な場所へ避難できること、 農家民宿等において、その従事者が、宿泊者に対して避難口等の案内を行うこととしていること、の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

本特区で申請する主体すべてにおいて、 客室から直接外部に容易に避難できる間取りになっている、 廊下等を通ることで、 民宿の開口部から3メートルよりもさらに奥を通って安全に避難できる、 農家民宿等の従業員が宿泊者へ避難口の案内を行うものであり、要件を全て満たしている。

(イ) 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること、 客室が10室以下であること、 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されること、の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないとの前記ガイドラインが適用される。

本特区で申請する主体すべてにおいて、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」の要件を満たしている、 客室が10室以下である、 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること、が通報内容として明示されているものであり、要件を全て満たしている。